

転入・転居・世帯分離・世帯合併・ 世帯主変更・世帯変更をされた方へ

スマホで必要な手続きが
確認できるくらしの手続
きガイドはこちらから



以下の届出をされた時は、その届出に関連する様々な手続きがあります。該当する届出について、内容をご確認いただき、担当部署で必要な手続き等を行ってください。

なお、振興局担当窓口の欄に係の記載があるものは各振興局で同様の手続きをさせていただきます。

転入届				
対象となる方	本庁担当部署（電話番号）		振興局担当窓口	内 容
マイナンバーカードまたは住基カードをお持ちの方	1階	窓口サービス課 (21-9015)	市民福祉課 市民福祉係	<ul style="list-style-type: none"> 継続利用の手続きをしますので窓口にお持ちください。（転入手続きから90日を経過したときはカードが失効し、再発行には手数料がかかります。）
児童手当の受給資格者	1階	国保・年金課 (21-9061)		<ul style="list-style-type: none"> 受給資格のある方は、新規申請をしてください。
国民年金の加入者、未加入の方				<ul style="list-style-type: none"> 未加入の方は加入手続きを行ってください。
国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者、福祉医療費の受給者				<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証を交付します。（被用者保険など他の医療保険に加入されている方は除きます。） 受給者証を交付します。（「所得課税証明書」が必要な場合があります。） 後期高齢者医療制度の方は、後日郵送します。県外から転入された方は、転出元市区町村で交付された「負担区分等証明書」をお持ちください。
犬を飼っている方	1階 東側	生活環境課生活環境係 (23-5304)		<ul style="list-style-type: none"> 犬の登録事項変更の手続きを行ってください。
防災行政無線の受信機をお持ちでない方	3階	危機管理課危機管理係 (23-1111)	地域振興課 総務係	<ul style="list-style-type: none"> 受信機を1戸につき、1台無償貸与します。
防災マップをお持ちでない方				<ul style="list-style-type: none"> ご自宅付近の災害リスクを確認できる防災マップを、1戸につき1部配布します。
市営住宅に入居される方 （新規契約者を除く）	5階	建築住宅課住宅管理係 (21-9018)	地域振興課 地域振興係	<ul style="list-style-type: none"> 同居の手続きを行ってください。
0～2歳のお子さんがおられる方	6階	幼児育成課幼保運営係 (22-4452)	—	<ul style="list-style-type: none"> ママの休日プレゼント利用券（一時保育サービス利用券）を交付しますので、お問い合わせください。
幼稚園への入園を希望される方				<ul style="list-style-type: none"> 通園区域の幼稚園へ「入園願」を提出してください。
放課後児童クラブへの入所を希望される方	6階	幼児育成課幼児保育係 (29-0053)	地域振興課 総務係	<ul style="list-style-type: none"> 利用申請の手続きを行ってください。
小、中学生のお子さんがおられる方	6階	学校教育課学務係 (23-1451)	地域振興課 総務係	<ul style="list-style-type: none"> 転入学の手続きを行ってください。
豊岡市奨学金の奨学生	6階	教育総務課教育総務係 (23-1117)	—	<ul style="list-style-type: none"> 異動届の手続きを行ってください。
児童扶養手当の受給者	6階	こども支援課こども応援係 (21-9038)	市民福祉課 市民福祉係	<ul style="list-style-type: none"> 受給者は届出してください。
乳幼児がおられる方	6階	こども未来課 おやこ保健係 (24-9604)	—	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診等についてお問い合わせください。
妊娠中の方				<ul style="list-style-type: none"> 定期予防接種の予診票を交付しますので、母子健康手帳をお持ちのうえ、手続きを行ってください。 妊婦健診費助成制度等の手続きを行ってください。 妊婦訪問、新生児訪問等についてお問い合わせください。
障害者手帳（身体、療育、精神）、自立支援医療受給者証をお持ちの方	立野庁舎 1階	社会福祉課障害福祉係 (24-7033)	市民福祉課 市民福祉係	<ul style="list-style-type: none"> 住所変更手続きを行ってください。
特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者（児）介護手当の受給者				<ul style="list-style-type: none"> 受給者は届出してください。
障害支援区分認定を受けていた方				<ul style="list-style-type: none"> 前の住所地で障害福祉サービスを利用していた方で引き続きサービスを受けようとする方は「障害支援区分認定証明書」をお持ちの上、申請してください。
昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性	立野庁舎 2階	健康増進課 保健医療政策係 (24-1127)		<ul style="list-style-type: none"> 風しん抗体検査、予防接種未受診（未接種）者で、クーポン券の発送を希望される方はご連絡ください。
新型コロナワクチン接種を希望される方				<ul style="list-style-type: none"> 接種を希望される対象者の方は手続きを行ってください。
介護認定を受けていた方	立野庁舎 2階	高年介護課 高齢者福祉係 (24-2401)		<ul style="list-style-type: none"> 介護保険のサービスを利用されていた方で、引き続きサービスを受けられる方は、「受給資格証明書」を添えて、要介護、要支援認定申請をしてください。
上、下水道の利用者				—
図書館の利用を希望される方	—	図書館本館 (23-6151)	各分館	<ul style="list-style-type: none"> 図書館本館または各分館で利用者登録の手続きをしてください。

裏面もご覧ください。

転居届

対象となる方	本庁担当部署（電話番号）		振興局担当窓口	内 容
マイナンバーカード、住基カードをお持ちの方	1階	窓口サービス課 (21-9015)	市民福祉課 市民福祉係	・変更した住所を記載しますので、必ずお持ちください。※マイナンバーカードに電子証明書をつけられている場合は失効しますので、電子証明書再発行の手続きを行ってください。
児童手当の受給者	1階	国保・年金課 (21-9061)		・受給者と児童の住所が異なる場合は、手続きを行ってください。
国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者、福祉医療費の受給者				・被保険者証、受給者証の内容を変更しますのでお持ちください。※高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの方は、あわせてお持ちください。（後期高齢者医療制度の方は、後日郵送します。）
犬を飼っている方 豊岡市立霊苑使用者	1階 東側	生活環境課生活環境係 (23-5304)		・犬の登録事項変更の手続きを行ってください。 ・霊苑使用者が転居される場合は、「墓所使用許可書記載事項異動届」を提出してください。
防災行政無線の受信機をお持ちの方	3階	危機管理課危機管理係 (23-1111)	地域振興課 総務係	・行政区が変わる場合は、地区内放送コードの修正が必要になりますので受信機をご持参ください。
市営住宅に転居される方 (新規契約者を除く)	5階	建築住宅課住宅管理係 (21-9018)	地域振興課 地域振興係	・同居の手続きを行ってください。
市営住宅から転居される方				・名簿抹消の手続きを行ってください。 ※名義人または世帯全員が転居する場合は別途手続きがあります。
保育所、認定こども園、幼稚園利用者	6階	幼児育成課幼保運営係 (22-4452)	地域振興課 総務係	・「変更届」を園に提出してください。
放課後児童クラブ利用者	6階	幼児育成課幼児保育係 (29-0053)		・「異動届」を提出してください。
小、中学生のお子さんがおられる方	6階	学校教育課学務係 (23-1451)		・学校区が変わる場合、転入学の手続きを行ってください。
豊岡市奨学金の奨学生またはその保護者	6階	教育総務課教育総務係 (23-1117)	—	・異動届の手続きを行ってください。
児童扶養手当の受給者	6階	こども支援課こども応援係 (21-9038)	市民福祉課 市民福祉係	・住所変更手続きを行ってください。
障害者手帳（身体、療育、精神）、自立支援医療受給者証、障害福祉サービス受給者証をお持ちの方	立野庁舎 1階	社会福祉課障害福祉係 (24-7033)	市民福祉課 市民福祉係	・住所変更手続きを行ってください。
特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者（児）介護手当、豊岡市福祉金の受給者				・受給者は届出してください。
介護認定を受けている方	立野庁舎 2階	高年介護課高齢者福祉係 (24-2401)		・介護保険施設の長期、短期入所サービスを利用の方は、世帯構成の変化により居住費、食費の負担額が変更になる場合がありますので、お問い合わせください。
緊急通報システム機器をお持ちの方		高年介護課高齢者福祉係 (29-0055)		・緊急通報システム機器の返却が必要な場合があります。担当部署までお問い合わせください。
上、下水道の利用者	—	水道お客さまセンター (22-5378)	—	・水道の使用を開始、中止する場合、水道の利用者、所有者を変更する場合は連絡してください。
図書館利用者カードをお持ちの方	—	図書館本館 (23-6151)	各分館	・図書館本館または各分館で、住所変更の手続きを行ってください。

世帯分離届・世帯合併届・世帯主変更届・世帯変更届

対象となる方	本庁担当部署（電話番号）		振興局担当窓口	内 容
国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者、福祉医療費の受給者	1階	国保・年金課 (21-9061)	市民福祉課 市民福祉係	・被保険者証、受給者証の内容を変更しますのでお持ちください。（後期高齢者医療制度の方で被保険者証の変更が生じる場合は、後日郵送します。）
介護認定を受けている方	立野庁舎 2階	高年介護課 高齢者福祉係 (24-2401)		・介護保険施設の長期、短期入所サービスを利用の方は、世帯構成の変化により居住費、食費の負担額が変更になる場合がありますので、お問い合わせください。
上、下水道の利用者	—	水道お客さまセンター (22-5378)	—	・水道の利用者、所有者を変更する場合は連絡してください。

＊届出後にコンビニ交付サービスを利用される場合、届出内容が反映されるまで日数がかかります。

豊岡市役所	TEL（代表）	市民福祉課	地域振興課地域振興係	地域振興課総務係
本庁舎	0796-23-1111			
城崎振興局	0796-32-0001	0796-21-9066	0796-21-9065	左に同じ
竹野振興局	0796-47-1111	0796-21-9074	0796-21-9073	0796-47-1111
日高振興局	0796-42-1111	0796-21-9053	0796-21-9056	0796-21-9052
出石振興局	0796-52-3111	0796-21-9026	0796-21-9028	0796-21-9025
但東振興局	0796-54-1000	0796-21-9033	0796-21-9032	左に同じ

豊岡市公式LINE
豊岡市の情報発信
中。友だち追加を！

